

2015 年合格目標 行政書士イベントセミナー

民法講義を題材にして

収録講師と復習しよう！

3月27日（金）渋谷校実施

担当講師 神田理生

（サクセス 180 本科生／

スーパー答練本科生等収録担当）

- 準備するもの
- ・レジュメ
 - ・民法1回の見本テキスト
（すでに基本テキストをお持ちの方は基本テキストでも可）
 - ・筆記用具
 - ・パンフレット／日程表

1 復習の方法（プレミアム本科生向け）

1. 基本的な学習の流れ

■講義→復習→ミニテストのサイクルで

講義終了後は前回講義の復習を行います。具体的には、実際に行政書士試験で出題された問題（過去問）を解いて、講義で身に付けた知識が実際の試験でどのように出題されているのかを確認します。そして、TACの基本講義では、毎回ミニテストを実施し、理解度や知識の定着度を図ります。インプット＋アウトプットのサイクルを基礎段階のなるべく早い時期から行うことにより、知識の定着と弱点分野の早期発見・克服を狙うためです。次回講義に入る前に前回講義範囲のミニテスト（1回分は10分間）を実施しましょう。ミニテストは講義の復習や記憶の定着にも効果を発揮します。講義を受け問題を解くことにより、知識を確実に身につけていきましょう。

2. 次回講義までに行うこと

■復習で行うこと

1回の基本講義を受講し終わったら、次回講義までを目標にその復習を行います。具体的には、①テキストを読み返すこと、②テキスト掲載の復習問題をやること、③別冊の「過去問集」で実際の試験での出題を体験することの3点が基本となります。これを毎回コンスタントに実施してきましょう。

■過去問集の使い方

初回利用のとき（講義受講後に次回講義までに利用するとき）は、テキストを横に置いて、必要に応じてテキストを調べながら問題演習をしてみます。目標は、テキストで学習した知識を実際の問題でどう出題されているかを確認し、問題を解くというプロセスを混ぜて、テキストの知識をインプットするための作業になります。

3. ミニテスト

■ミニテストの使い方

前回講義を受講し、その復習を終えたら、その後はミニテストで締めくくしましょう。ミニテストは、問題を解くときは、テキスト等は閉じて、実際の本試験感覚で解いてみます。毎回満点を目指して解きましょう。演習後は、解説冊子を読み、正誤の確認をしましょう。間違えたものがあれば、その知識は、テキストに戻して、チェックやマーカーを入れておきます。

4. 科目別答練

■科目別答練実施時

答練を受講するときは、1肢1肢について、○（絶対に正しいと根拠をもって判断できたもの）、×（絶対に誤りと根拠をもって判断できたもの）、？（○×の判断がつかなかったもの）に区分けして、3種類のマークを肢番号に記しながら、解き進めていきましょう。解答自体は、無理してすべての肢の正誤がつけられなくても確実に判断できるものを使って消去法で導きましょう。

■科目別答練実施後の復習

答練を解くときは、消去法も使って正解を出すことは意識しますが、解説を読むときは、答えが正解していればよいというわけではありません。きちんと肢レベルでの正誤を確認し、「自分は○と判断したけど解答は×だったもの」、「自分は×と判断したけど解答は○だったもの」、「？にしたもの」をピックアップして、その部分の解説は熟読します。そのうえで、テキストに知識をフィードバックし、テキストに書いてあればマークする、書いてなければ書き込みや解説文を貼付するなどしておきます。

2 テキストの読み返し（頭の中の整理整頓）

1. 図表化を使う

ポイント

外側のフレームだけをボールペンなどで作っておき、テキストに貼付。内容部分は、鉛筆で書いたり消したりを繰り返す。

ex 催告後返答のない場合の処理

テキスト ○：追認みなし

P30

催告の相手方		未成年者	成年被後見人	被保佐人	被補助人
制限行為能力者ではなくなった	本人				
制限行為能力者のまま	保護者				
	本人				

2. モデル化を使う

ポイント

類似概念は比較すべき箇所をチェックし、テキストにOK・NGなどを書き込んで、概念を単純にモデル化する。

ex 制限行為能力者の要件と法律行為

テキスト

	実質		形式	法律行為
P22～29	未成年者※	20歳未満	—	単独NG 例外OK
	成年被後見人	欠く常況	+ 家裁の審判	単独NG 例外OK 日用品購入・日常生活
	被保佐人	著しく不十分	+ 家裁の審判	単独OK 例外NG 13条（全部）
	被補助人	不十分	+ 家裁の審判	単独OK 例外NG 13条特定（一部）

※未成年者：単独NG＝保護者の同意必要＝無断で行えば取消しOK

単独OK＝保護者の同意不要＝無断で行っても取消しNG

3. 暗記事項を作る

ポイント

講義中にテキストにマーキングなどしながら、覚えるべき箇所を絞っていく。数値上限を作ることや比較することが暗記には有効。机に向かえる時間は問題を解く作業を行い、移動時間や空き時間などで暗記事項を覚える作業を行うとよい。

(1) 数値上限の設定

ex 1 制限行為能力者の相手方のできること

テキスト ①催告権行使による追認みなし

P 30～33 ⇒ 12 個覚える

②詐術による取消権否定

⇒ 3 個覚える

ex 2 被保佐人が単独でできないこと

テキスト ⇒ 9 個覚える

P 26

ex 3 未成年者の取消権行使のルール（※民法 4 回目まで進んだら）

テキスト ⇒ 3 個覚える

P 23

P 84～85

(2) 比較する

ex 本人以外の申立てによる場合の本人の同意の要否

テキスト

P 26～28

	被保佐人	被補助人
開始の審判	不要	必要
代理権付与の審判	必要	必要

※保佐人・補助人：法定代理人ではないが、代理権付与の審判は可能。

1. 取消権者

条文チエック!

＜第120条【取消権者】＞

1項

行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。 ② [2-27-21]

2項

詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。 ③ [2-27-21]

(1) 制限行為能力による取消し

制限行為能力による場合は、制限行為能力者本人と法定代理人（親権者、後見人）、承継人*および同意をすることができる者（保佐人、補助人）である（120条1項）。制限行為能力者（未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人）自身も、単独で取り消すことができる。 ④ [2-27-41]

(2) 意思表示の瑕疵（詐欺・強迫）による取消し

意思表示の瑕疵（詐欺・強迫）による場合は、瑕疵ある意思表示をした者、その代理人、承継人に限りできる（120条2項）。
なお、保証人は取消権者に挙げられておらず、承継人にも該当しない（大判昭20.5.21）。 ⑤ [2-27-71]

2. 取消しの効果

条文チエック!

＜第121条【取消しの効果】＞

取り消された行為は、初めから無効であつたものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

(1) 効果

いったん有効に成立した法律行為は、取消しによって、行為のときに遡って無効に確定する（遡及効）。取消しにより法律行為が無効に確定すると、当事者は返還義務を負う。

* 承継人＝相続人などの包括承継人（他人の権利義務を一括して承継する人）と契約上の地位を譲り受けた特定承継人（個々の権利を承継する人）の両者を指す。

(2) 返還義務

① 原則

法律行為が無効である場合、当事者は、不当利得の返還義務を負う。すなわち、善意の受益者はその利益の存する限度において（703条）、悪意の受益者はその受けた利益に利息を付して返還しなければならない（704条）。 ⑥ [17-24-1、18-27-1、23-27-41]

② 例外

制限行為能力者は、「現に利益を受けている限度*」で返還すればよい（121条ただし書）。 ⑦ [17-24-1、18-27-1、23-27-41]

したがって、制限行為能力者は、たとえ悪意の場合であっても、浪費した分については返還しなくてよいことになる。

3. 取消権行使の期間制限

条文チエック!

＜第126条【取消権の期間の制限】＞

取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から20年を経過したときも、同様とする。 ⑧ [17-27-4、6-27-5、16-25-1、23-27-1、26-28-1]

3 追認

重要度★★★

追認は、民法上、さまざまな意味で使われるが、一般的には、法律行為を有効として確定させる意思表示をいう。

1. 無効行為の追認（119条）

条文チエック!

＜第119条【無効な行為の追認】＞

無効な行為は、追認によつても、その効力を生じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知つて追認をしたときは、新たな行為をしたものとみなす。 ⑨ [2-27-1、6-27-1]

* 現に利益を受けている限度＝受けた利益のうち、現在もなお存続しているもの。現存利益ともいう。生活費に使った場合には現存利益はあるが（大判昭7.10.26）、ギャンブルや逆風には浪費してしまった場合には現存利益はないとされている（最判昭50.6.27）。

2. ミニテストを解く

T A C行政書士講座 ミニテスト 民法 ① 問題

(解答時間：10分)

問題1 能力に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 権利・義務の主体となる資格のことを権利能力といい、自然人は、権利能力を出生により取得し、死亡により失うことになるが、その間であっても、契約によって権利能力を制限することができる。
- 2 胎児には権利能力が認められないのが原則であるが、不法行為に基づく損害賠償請求権についてのみ、例外的に権利能力が認められている。
- 3 胎児がすでに生まれたものとみなされる場合、胎児である間に権利能力を取得することになるから、親が胎児を代理してなした和解も有効である。
- 4 行為の結果を弁識するに足りるだけの精神能力が欠ける幼児や泥酔者が行った法律行為は、無効である。
- 5 行為能力を制限されている者を制限行為能力者というが、制限行為能力者となりうるのは、家庭裁判所の審判を受けた者に限られている。

問題4 制限行為能力者に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 成年被後見人が成年後見人の同意を得て不動産の売買契約を締結した場合、成年後見人は、もはや当該売買契約を取り消すことができない。
- イ 本人以外の者の請求によって保佐開始または補助開始の審判をする場合、いずれも本人の同意が必要である。
- ウ 保佐人の同意を得なければならない法律行為を被保佐人が同意を得ずに行った場合、相手方は、保佐人に対し、1か月以上の期間を定めて、その行為を追認するかどうかについて確答するよう催告をすることができるが、その期間内に保佐人が確答を発しないときは、その行為を取り消したものとみなされる。
- エ 補助人の同意を得なければならない法律行為を被補助人が同意を得ずに行った場合、相手方は、被補助人に対し、1か月以上の期間を定めて、補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができるが、その期間内に被補助人がその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなされる。
- オ 制限行為能力者が制限行為能力者であることを単に黙秘していただけた場合、詐術を用いたとはいえないので、詐術を用いたことを理由とする取消権の制限は受けない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 エ・オ

問題5 後見開始の審判を受けているAが一人でスーパーに行き、トイレットペーパーを購入した場合、Aは、成年被後見人であることを理由として、Aの行為を取り消すことができるか。その理由とともに「当該行為は、」に続けて40字程度で記述しなさい。